

八千代市生ごみたい肥化容器等購入費補助金について

家庭から出る生ごみを減量するために、生ごみたい肥化容器などを購入する市民を対象として、購入費の一部を補助します。



1. 補助の対象者

市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者

2. 補助金額及び基数

(1) 生ごみたい肥化容器（コンポスト容器、EM容器等）

- ① 1基の購入価格（消費税除く）の6割とし、3,000円が限度
- ② 5年につき同一世帯2基まで

(2) 電気式生ごみ処理機

- ① 購入価格（消費税除く）の6割とし、20,000円が限度
- ② 5年につき同一世帯1基まで

※（1基ごとに10円未満は切り捨てとし、設置費用など本体以外のものは補助対象外です。）

3. 補助金交付までの流れ

(1) 申請

容器等を購入する前にクリーン推進課に交付申請書を提出してください。
（既に購入済みのものは補助対象外です。）

【必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 購入予定の容器等の内容
 - ①製造元 ②型番 ③容量・処理能力
 - ④販売価格（購入予定店での消費税を除いた本体価格）

(2) 決定

申請内容を確認後、クリーン推進課から補助金交付決定通知書を送付します。

(3) 購入

補助金交付決定通知書が届きましたら、容器等を購入してください。

(4) 報告・請求

容器等購入後、クリーン推進課に購入設置報告書を提出してください。

【必要なもの】

- ① 印鑑 ② 補助金の振込先金融機関口座
- ③ 領収書（またはその写し）
 - ※ 品名（型式番号）、消費税を除いた本体価格、宛名（購入者の氏名）が記入されたもの
- ④ 容器等を設置したことが分かる写真（複数設置した場合は全ての写真が必要）

(5) 交付

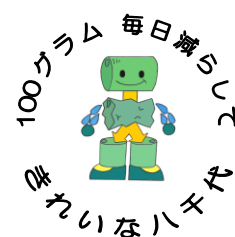
概ね請求書提出月の翌月末までに指定口座に振り込まれます。

4. その他の主な注意事項

- ※ 申請者、領収書の宛名、振込先の口座名義の氏名は同一にしてください。
- ※ 容器等の購入店の指定はありませんが、今までに補助対象となっていない容器等については、機能等の確認のため、カタログ・取扱説明書等の内容の分かるものを用意していただくことがあります。
- ※ 販売店等のポイント制度などを利用して取得された金額分は、補助の対象から差し引かれます。
- ※ 補助金交付決定通知書に記載された以外のものを購入すると、補助対象外となりますので、購入前に変更申請書を提出してください。
(購入価格が変更の場合も必要になります。)
- ※ 事情により購入を取りやめる場合は、申請取下書を提出してください。
- ※ 補助金交付決定通知書受領後、速やかに容器等を購入し、交付決定日（交付決定通知書の日付）から2ヶ月以内にクリーン推進課へ報告してください。（事情により遅れる場合はご連絡ください）ただし、年度末については3月末日までの報告となります。（3月末日が休日の場合はその前日まで）
- ※ 市は容器等の保証やアフターサービスは行いません。購入前に販売店等で十分ご確認ください。
- ※ 使用状況について、後日、アンケートにご協力いただく場合があります。
- ※ 中古品・転売品（オークション等）は補助対象外になります。
- ※ 生ごみ処理容器（コンポスト・EM）と生ごみ処理機の併用は不可となります。
- ※ 補助金の予算に限りがあるため、年度の途中で終了する場合があります。
- ※ その他、ご不明な点はお問い合わせください。



〔問い合わせ先〕 八千代市 クリーン推進課
八千代市大和田新田 312-5
Tel 047-483-1151



八千代市ごみ減量キャラクター
再くるくん